

第 86 回
国有財産四国地方審議会
< 議事録 >

日時 令和 8 年 5 月 25 日 (月)
13 時 30 分～14 時 12 分
場所 高松サンポート合同庁舎
南館 1 階 103 会議室

国有財産四国地方審議会委員名簿

令和8年5月1日現在

(五十音順・敬称略)

(ふりがな) 氏名	役職
いけ ぞえ じゅん こ 池 添 純 子	鳴門教育大学 大学院学校教育研究科 准教授
うつぼ てつ お 鞆 哲 郎	(株)四国新聞社 取締役COO 総務局長
きの した のり よ 木 下 得 代	(株)ファームUTT 代表取締役
し みず たかし 清 水 卓	不動産鑑定士 (有)瑞穂不動産鑑定 代表取締役)
たか ばやし あい こ 高 林 藍 子	弁護士(中内功法律事務所)
なが い けい すけ 長 井 啓 介	四国電力(株) 取締役会長
なが の あき こ 永 野 彰 子	南海放送(株) 執行役員 DX経営戦略本部 サステナブル事業局長 兼 指定管理事業部長
はん い しん じ 半 井 真 司	四国旅客鉄道(株) 相談役
まつ しげ ま や 松 重 摩 耶	徳島大学 環境防災研究センター 助教
まつ むら ひで き 松 村 英 幹	高松商運(株) 代表取締役社長
み よし けん じ 三 好 賢 治	(株)いよぎんホールディングス 代表取締役社長 グループCEO
もり や けい こ 守 家 敬 子	(社福)万象園 理事長

第86回 国有財産四国地方審議会（議事録）

1. 開会
2. 委員紹介
3. 財務局長挨拶
4. 会長選任
5. 会長挨拶
6. 議事（報告事項）
7. 財務局長挨拶
8. 閉会

[開会 13時30分]

【1. 開会】

○事務局（福家管財総括第一課長）

委員の皆様におかれましては、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから「第86回国有財産四国地方審議会」を開催させていただきます。

議事に入るまでの間、司会を務めさせていただきます、四国財務局管財部管財総括第一課長の福家でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、審議会成立のご報告をさせていただきます。

本審議会は、12名の委員で構成されております。なお、株式会社いよぎんホールディングス代表取締役社長グループCEOの三好賢治様は、本日所用のため欠席でございます。

本日は11名の委員にご出席をいただいております。

これは、「委員の半数以上の出席」という国有財産法施行令第6条の8の規定で定められた会議の成立要件を満たしておりますので、本日の審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

【2. 委員紹介】

○事務局（福家管財総括第一課長）

続きまして議事次第2の委員紹介に移ります。本日ご出席の皆様方を、お手元にお配りしております委員名簿順にご紹介させていただきます。

鳴門教育大学大学院学校教育研究科、准教授の池添純子様でございます。

- 池添委員
池添でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局（福家管財総括第一課長）
株式会社四国新聞社、取締役ＣＯＯ 総務局長の靱哲郎様でございます。
- 靱委員
四国新聞社の靱です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（福家管財総括第一課長）
株式会社ファームＵＴＴ、代表取締役の木下得代様でございます。
- 木下委員
木下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（福家管財総括第一課長）
有限会社瑞穂不動産鑑定、代表取締役の清水卓様でございます。
- 清水委員
瑞穂不動産鑑定の清水でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局（福家管財総括第一課長）
中内功法律事務所、弁護士の高林藍子様でございます。
- 高林委員
高林です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（福家管財総括第一課長）
四国電力株式会社、取締役会長の長井啓介様でございます。
- 長井委員
長井でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局（福家管財総括第一課長）
本日は、松山財務事務所会議室から WEB で参加いただいております。
南海放送株式会社、執行役員ＤＸ経営戦略本部サステナブル事業局長

兼 指定管理事業部長の永野彰子様でございます。

○永野委員

WEB で参加しております。永野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（福家管財総括第一課長）

四国旅客鉄道株式会社、相談役の半井真司様でございます。

○半井委員

半井でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（福家管財総括第一課長）

徳島大学環境防災研究センター、助教の松重摩耶様でございます。

○松重委員

松重です。よろしくお願ひします。

○事務局（福家管財総括第一課長）

高松商運株式会社、代表取締役社長の松村英幹様でございます。

○松村委員

松村でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（福家管財総括第一課長）

社会福祉法人萬象園、理事長の守家敬子様でございます。

○守家委員

守家でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（福家管財総括第一課長）

なお、守家敬子様には、昨年 10 月の改選で新たにご就任いただいております。

【3. 財務局長挨拶】

○事務局（福家管財総括第一課長）

それでは、議事に入ります前に、四国財務局長からご挨拶をさせていただきます。

○中村局長

四国財務局長の中村でございます。

それでは、審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、昨年10月の委員改選にあたりまして、新たな任期を快くお引き受けいただきました委員の皆様、また、新しくご就任頂きました守家委員に重ねて御礼申し上げます。

せっかくの機会でございますので、この場をお借りして最近の国有財産を巡る環境等について、少しご紹介させていただきます。

現在、財務省では、エリア価値向上に向けた国公有財産の戦略的マネジメントとして、地域における国公有財産の最適利用等の取組を地方創生2.0を支える政策として発展・進化させ、国交省のまちづくり政策とも連携しつつ、まちの魅力と防災力を高める取り組みを推進しております。

具体的には、まちなかにある庁舎等の特性を最大限に生かして、国施設の再編等による、まちなか拠点合同庁舎等の地域防災にも資する拠点づくりや、交通、保育、福祉など、住民生活の維持・向上に資する、庁舎等の地域開放により、新たな人流等を創出する取組を行っております。

このようななか、四国財務局においても、“まちなか”で地域拠点として機能する庁舎等の国有財産について、住民生活の維持・向上や新たな人流の創出に向けて、地方公共団体や国の関係機関等と連携して、地域開放を進めており、令和8年2月15日に、複合商業施設の高松オルネや1万人収容可能な香川県立アリーナなど、再開発が進められた、JR高松駅周辺のサンポートエリアのにぎわい創出に寄与することや、国の政策広報のため、当局や中国四国農政局香川県拠点及び消費者庁の3機関が連携して、高松サンポート合同庁舎を活用したイベント「高松サンポート合同庁舎にぎわいフェスタ」を開催したほか、3月15日に、高松サンポート合同庁舎周辺も利用した、かがわマラソンが初開催されることから、香川県交流推進課マラソン準備室に対して、合同庁舎敷地等を活用して、車椅子ランナー用駐車場、テレビ番組の公開収録ブース設置場所等として使用許可を行っております。

また、国有財産業務ではございませんが、かがわマラソンの運営において、「ボランティア登録者数が不足している」との情報を得て、当局職員に参加を募り、四国財務局としてボランティア団体登録を行っているなど、地域貢献に

積極的に取り組んでおります。

本日の審議会では、諮問事項はなく、1件の報告事項のみとなりますが、これにつきましては、後ほど、事務局から詳しくご説明させていただきます。

審議会の中でいただいたご意見につきましては、今後の国有財産行政に活かしてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方には忌憚のないご意見を賜りたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

【4. 会長選任】

○事務局（福家管財総括第一課長）

それでは当審議会を代表する会長の選任をお願いしたいと存じます。

会長の選出につきましては、国有財産法施行令第6条の5第1項の規定に基づきまして、委員の皆様の互選により選任していただくことになっております。

また、同じく第3項の規定によりまして、会長に就任されました方から、会長代理をご指名いただくことになっておりますので、よろしくお願いいたしません。

それでは、早速でございますが、会長の選任をお願いしたいと存じます。どなたか立候補していただける方は、いらっしゃいますでしょうか。

〔挙手なし〕

それでは、ご推薦をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松村委員

はい。

○事務局（福家管財総括第一課長）

松村委員、どうぞお願いいたします。

○松村委員

僭越ではございますが、私からは半井委員をご推薦申し上げたいと思っております。

半井委員は、経済界をはじめ、四国地域の発展を実現するために各方面でご活躍されております。また、これまで本審議会の会長代理を務めておられ、この会の運営にご精通されていらっしゃいますので、適任と考えます。

○事務局（福家管財総括第一課長）

松村委員、ありがとうございます。松村委員より、半井委員を会長にご推薦いただきました。ほかにございますでしょうか。

○事務局（福家管財総括第一課長）

ほかにはないようですので、半井委員を、会長に選出することについて、皆様、いかがでしょうか。異議が無いようであれば、「異議なし」のご発声をお願いいたします。

〔「異議なし。」の声〕

○事務局（福家管財総括第一課長）

皆様、ありがとうございます。半井委員を会長として選出いただきました。半井委員、よろしいでしょうか。

○半井会長

よろしく申し上げます。

○事務局（福家管財総括第一課長）

ありがとうございます。皆様のご賛同と半井委員のご承諾によりまして、半井委員に当国有財産四国地方審議会会長にご就任いただくことが決定いたしました。それでは、半井委員は会長席の方へよろしく申し上げます。

〔半井会長 会長席に移動〕

次に、会長代理の指名に移りたいと存じます。会長代理は、国有財産法施行令第6条の5第3項の規定によりまして会長があらかじめ指名すると規定されておりますので、半井会長にご指名をお願いしたいと存じます。

○半井会長

それでは、会長代理には、長井委員をお願いしたいと思います。長井委員、どうぞよろしく願います。

○長井委員

よろしく願います。

○事務局（福家管財総括第一課長）

どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、ご審議いただきます前に半井会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。

【5. 会長挨拶】

○半井会長

ただいま、会長にご選任いただきました半井でございます。よろしくお願いいたします。

この国有財産四国地方審議会は、四国財務局長の諮問を受けまして、国民共有の財産であります国有財産をいかに有効かつ効率的に活用していくかというのを審議する大変重要な会議でございます。

会長といたしましては、当審議会の使命を果たすため、円滑な議事運営に努めてまいりたいと思っておりますので、委員の皆様方におかれましては、ご協力の程よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、就任に当たりまして私の挨拶とさせていただきます。

○事務局（福家管財総括第一課長）

ありがとうございました。それでは、会長が選任されましたので、これから先の議事の進行につきましては、半井会長にお願いしたいと存じます。

【6. 議事（報告事項）】

○半井会長

それでは、議事次第に従いまして、進めさせていただきます。

なお、本審議会につきましては、議事規則にありますとおり、公開を前提としておりますので、議事録につきましては、事前に委員の皆様方にご確認をいただきましてから、四国財務局のホームページで公表することとしておりますので、あらかじめご了解を頂きたいと思っております。

本日は報告事項1件でございます。

早速審議に入らせていただきますが、皆様から幅広いご意見をいただきますとともに、スムーズな議事運営にご協力をお願いいたします。

なお、質問は説明の後にお受けしたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

〔報告事項〕

○事務局（田中管財部長）

管財部長の田中でございます。改めましてよろしくお願いたします。それでは、報告事項「国有財産法第 10 条に基づく調整事項について」をご説明いたします。

お手元の資料 1 ページをご覧ください。

最初に、「庁舎等の使用調整」とは何かにつきまして、ご説明いたします。

「使用調整」とは、官署の統廃合や当局が実施している実地監査などにより庁舎の空きスペースを把握した場合、他の官署の庁舎の使用状況や行政需要に応じて、庁舎の空きスペースに入居させるなどの調整を行うこととございます。

資料の 1 ページ上段をご覧ください。「使用調整」を想定事例でご説明いたします。

左側の「使用調整前」の図をご覧ください。

X 庁舎に、官署の統廃合や財務局の実地監査の指摘などにより、調整対象面積というものが生じます。これは、図の下のコメ印にありますとおり、現有面積から職員数等に応じて機械的に算出される面積を差し引いたものです。

この調整対象面積に、上段真ん中の「使用調整の実施」の図のように、C 庁舎に入居している C 官署や、借受庁舎に入居している D 官署を入居させることで、X 庁舎の有効活用を図る。これを「庁舎等の使用調整」と申します。その結果、右にありますとおり、借受費用の縮減や分散解消、老朽・狭あいの解消といった効果が発揮されることとなります。

次に、「使用調整計画の策定基準」についてご説明させていただきます。

資料の 1 ページの下段をご覧ください。

国有財産法第 10 条により、「財務大臣は、国有財産の適正な方法による管理及び処分を行うため必要があると認めるときは、必要な措置を求めることができる」こととなっており、この条文を根拠に、庁舎等の使用調整を行っております。

また、「庁舎等使用調整計画の策定等に係る取扱いについて」という通達によりまして、使用調整の方法が異なります。図の青色部分、調整対象面積が、2,000 平方メートル以上の場合、又は 600 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満で調整対象庁舎の延床面積に対する割合が 50 パーセント以上の場合、財務局において使用調整計画(案)を作成のうえ、財務本省が財政制度等審議会へ付議し、了承を得たうえで、財務大臣が国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第 4 条の規定に基づき、使用調整計画を策定することとなります。

一方、図の黄色部分、調整対象面積が 150 平方メートル以上 600 平方メー

ル未満の場合、又は 600 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満で、調整対象庁舎の延床面積に対する割合が 50 パーセント未満の場合は、財務局長が国有財産法第 10 条の規定に基づき使用調整を行うこととなっており、この国有財産法第 10 条に基づく調整を行ったものにつきましては、国有財産地方審議会に報告することとなっております。

今回ご報告する「徳島第 2 地方合同庁舎に係る 10 条調整」については、今年 4 月に四国財務局長が行ったものです。調整対象面積が約 870 平方メートル、調整対象庁舎の延床面積が 4,465 平方メートルですので、図の赤文字部分の 50 パーセント未満に該当します。

資料の 2 ページをご覧ください。

こちらは、今回の使用調整に関わる庁舎等の位置図でございます。

次のページで具体的にご説明しますが、令和 5 年 2 月に財務大臣が行いました「徳島地方合同庁舎に係る庁舎等使用調整計画」に基づき、赤丸で示しております「徳島第 2 地方合同庁舎」に入居している徳島財務事務所及び徳島労働局助成金センター・ハローワーク徳島事業主支援コーナーが、青丸で示しております「徳島地方合同庁舎」へ移転することとなっております。今回は、その結果発生する徳島第 2 地方合同庁舎の空きスペースに、高松国税局徳島業務センター（仮称）（以下「徳島業務センター」）と、徳島労働局の書庫を入居させるという調整を行ったものです。

資料の 3 ページをご覧ください。

まずは、今回、徳島第 2 地方合同庁舎の 10 条調整を行うこととなった空きスペースの発生理由として、令和 5 年 2 月の使用調整計画をご説明します。

徳島地方合同庁舎の概要につきましては、上段の破線囲み枠に表示しておりますとおり、徳島市徳島町にあります昭和 51 年築、地上 7 階、地下 1 階建ての合同庁舎でございます。

下段に記載している＜使用調整の内容＞につきましては、次のページでご説明いたします。

資料の 4 ページをご覧ください。

こちらが使用調整の概要を表した図になります。

中央に表示しております徳島地方合同庁舎入居の徳島地方法務局及び徳島保護観察所が、令和 6 年 10 月に新営された徳島法務総合庁舎へ移転したことに伴い生じた空きスペース計 3,380 平方メートルを使用調整したものでございます。

黄色の囲み枠をご覧ください。

国土交通省の基準において、各官署の大規模地震後の災害応急対策活動等に
応じて入居する官庁施設の耐震性能がⅠ類～Ⅲ類に分類されており、例えば、
徳島財務事務所はⅡ類官署とされているので、耐震性能Ⅱ類を満たす庁舎に入
居する必要があります。

その基準で徳島市内の庁舎事情を見ますと、現状、耐震性能を満たしていな
い庁舎に入居している官署は、Ⅱ類官署である徳島財務事務所、徳島労働局助
成金センター、徳島労働局雇用保険電子申請事務センターです。これらはいず
れも、現在はⅢ類建物に入居しておりますが、令和5年の使用調整によりⅡ類
の耐震性能を持つ、徳島地方合同庁舎の空きスペースに移すこととなったもの
です。この調整により、徳島第2地方合同庁舎内に空きスペースが発生するこ
ととなります。

なお、『徳島財務事務所は、Ⅲ類建物の徳島第2地方合同庁舎に新築当初か
ら入居しているにもかかわらず、なぜミスマッチが生じているか』の理由につ
いて、主な理由を申し上げますと、財務事務所は庁舎新築当時の平成2年度には
Ⅱ類官署として指定されておらず、その後の平成19年度の基準の改正により、
財務事務所が新たにⅡ類官署に指定分類されたことから、平成19年度以降、
徳島財務事務所は必要な耐震性能を満たしていない庁舎に入居している状況
となったものです。

資料5ページをご覧ください。

ここからが、今回ご報告する、徳島第2地方合同庁舎の10条調整の具体的
内容でございます。

徳島第2地方合同庁舎は、徳島市万代町にあります平成2年築、地上5階、
地下1階建ての合同庁舎でございます。

資料6ページをご覧ください。

上段の表の入居官署の欄をご覧ください。

10条調整を行います「徳島第2地方合同庁舎」には、四国財務局徳島財務
事務所を含め、全部で7官署が入居しております。

次に、その右の「調整面積」及び「使用する官署」をご覧ください。

先ほどご説明しました徳島地方合同庁舎の使用調整計画により発生する空
きスペースと現状の空きスペースを合計した約870平方メートルについて、
高松国税局徳島業務センターに約530平方メートルを、徳島労働局（書庫）に

約 220 平方メートルを調整面積として割り当てることとしたものでございます。

次に、割り当てが必要な理由についてご説明します。

まず、徳島業務センターについてご説明します。

国税庁では、税務署における申告書の入力処理や、申告内容についての照会文書の発送などの内部事務の効率化・高度化を図るとともに、納税者利便の向上や外部事務の充実・高度化を目指し、令和 3 年 7 月から全国的に、複数の税務署の内部事務を業務センターで集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しています。

今回、徳島県内の 6 税務署、徳島・鳴門・阿南・川島・脇町・池田の内部事務を集約し、徳島業務センターという新組織を設置する予定となったことに伴い、徳島第 2 地方合同庁舎の空きスペース約 530 平方メートルを割り当て、入居させることとしたものです。

次に、徳島労働局の書庫についてご説明します。

徳島労働局においては、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置等の実施により、雇用調整助成金の支給申請が大幅に増加したうえ、助成金関係書類については、当面の間、永年保存することとされたことから、文書の保管量が増加している状況となっております。

そのため、徳島第 2 地方合同庁舎の空きスペース約 220 平方メートルを労働局の書庫として割り当て、使用させることとしたものです。

下段には、「10 条調整前」と「10 条調整後」の図を掲載しておりますので、ご覧ください。

徳島第 2 地方合同庁舎の地下、2 階、3 階、4 階の赤枠で囲っている部分が、今回 10 条調整を行った部分です。

これらの使用調整を令和 8 年 4 月 1 日に関係各官署に通知しましたので、今回ご報告をさせていただきます。

報告事項「国有財産法第 10 条に基づく調整事項について」の説明は、以上でございます。

○半井会長

ありがとうございました。それでは報告事項につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、発言をお願いいたします。

〔松重委員 挙手〕

それでは松重委員、お願いします。

○松重委員

私の方からは、浸水リスクについてお伝えさせていただきます。

このあたりのハザードマップを確認しますと、津波での浸水は3～5メートル、高潮も同じく3～5メートルになっています。つまり、最悪の場合は2階ぐらいまでは浸水してしまうということです。

そして、昭和36年、1961年の台風18号。「第二室戸台風」と呼ばれる時には、このあたりは浸水しています。

資料を見ますと地下に「電気室」や「機械室」との記載があり、これが受変電設備等であるならば、水没すると庁舎の使用が不可能となるのではないかと。特に今回報告の庁舎は、県庁や県警本部に隣接しており復旧対応の優先順位が劣後し、長期に使用不可になることを懸念しております。

○半井会長

ただ今のご意見に対しまして、事務局から回答願います。

○事務局（田中管財部長）

貴重なご意見、ありがとうございます。

おっしゃるとおり、この庁舎について、浸水による使用不可となる懸念がございます。現在、国の庁舎において、電気室や機械室等が地下部分にある庁舎は他にもございます。そういう庁舎につきましては、私どもの国有財産監査の方でも指摘を行っておりまして、整備局等において順次改修するように対応を行っております。

また、今回入居する、徳島業務センターについては、この庁舎にバックアップセンターの機能はなく、データはクラウドに保存されているということで、クラウドに接続する中継器が設置されているということです。仮に万が一、津波等の被害を受けたとしても、データに影響はないということは聞いております。

○半井会長

そのほかに、ご意見、ご質問等がございましたら、発言をお願いいたします。

〔挙手なし〕

私から質問させていただきます。

各官署の専有面積についてですが、最近では、働き方改革などでペーパーレスやDXにより一人当たりの使用面積が減少している。一方で、特定業務の文書の長期保存の要請など、社会のニーズが大きく変化している。そのようななかにあつて、重要な国有財産である庁舎の効率的な利用にあたり、職員一人当たりの面積などといった基準面積について、見直しは行われているのでしょうか。

○事務局（田中管財部長）

事務局の方からご説明させていただきます。

○事務局（武岡国有財産調整官）

国有財産調整官の武岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

ご質問の件でございますけれども、基準面積につきましては国土交通省が定めております、新営一般庁舎面積算定基準と、庁舎別固有業務室面積算定基準がございます。こちらに基づきまして必要な面積が計算されているということでございます。

一般職員につきましては一人当たりの基準面積は3.63平方メートルとされており、各省庁の固有業務によって必要な部屋を確保するというところで、例えば、窓口業務のある官署におきましては窓口業務のスペースといった、固有業務室という面積基準の中にも併せ持って算定することとされております。

ご質問の件ですけれども、働き方改革などで改正されるような動きがあるのかということですが、私どもが把握している限りは国土交通省からそういった動きがあるということは聞いていないところでございます。

また、会長からのご質問は、大変重要な視点であると思っておりますので、引き続き、基準の変更について情報の収集に努めたいと思っております。

○半井会長

他にどなたかご質問、ご意見ありますでしょうか。

〔挙手なし〕

ご質問もないようでございますので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。

本日の議事は報告事項 1 件ですので、本日予定していた議事をすべて終了いたします。

それでは、これからの進行は事務局にお願いします。

○事務局（福家管財総括第一課長）

半井会長、ありがとうございました。

【7. 財務局長挨拶】

○事務局（福家管財総括第一課長）

それでは、四国財務局長から閉会のご挨拶をさせていただきます。

○中村局長

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございました。

本日のご意見を踏まえまして、適切に処理を進めてまいりたいと存じます。

委員の皆様方におかれましては、今後とも、ご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

【8. 閉会】

○事務局（福家管財総括第一課長）

以上をもちまして、第 86 回国有財産四国地方審議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆さま、本日は大変ありがとうございました。

[閉会 14 時 12 分]